

第4章 景観計画の区域

1. 景観計画区域

景観法第8条第2項第1号の規定に基づく奈良県景観計画の区域は景観行政団体である市町村の区域を除く、奈良県の区域とします。

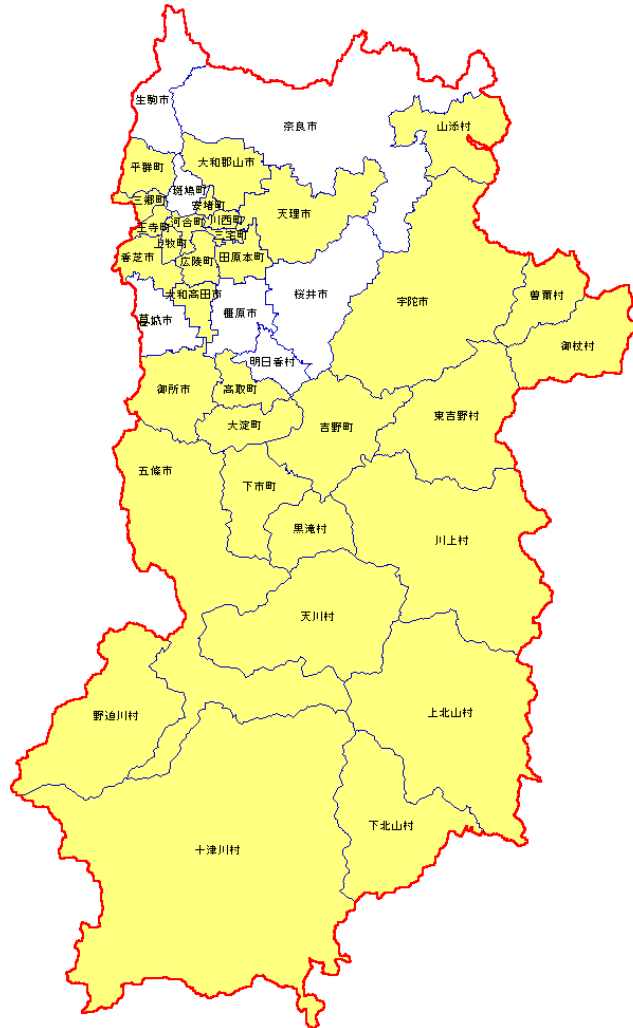


図4-1 景観計画区域

2. 重点景観形成区域

上記1. 景観計画区域のうち、広域的・先導的な観点から特に重点的に景観形成に取り組むべき区域を重点景観形成区域として、以下のとおり定めます。

- ・世界遺産など県を代表する歴史文化資産が集積する地域の沿道－第1種特定区域
- ・県への広域的な玄関口である主要インターチェンジ周辺の沿道－第2種特定区域
- ・県内の交通網を形成する広域幹線道路等の沿道－広域幹線沿道区域

なお、県民の景観に対する意識や社会経済情勢の変化などを踏まえ必要に応じて重点景観形成区域の追加や見直しを行うなど、地域特性と環境の変化に迅速かつ発展的に対応していきます。

(1)第1種特定区域

①法隆寺地域沿道区域

法隆寺地域沿道区域は、次に掲げる道路(ただし、高架橋等を有する区間を除く。)及びその道路の境界線*1から両側10mの範囲*2とします。(図4-2のとおり)

- *1 事業を行っている道路の区間については、計画線を境界線とします。以下同じ。
- *2 行為の計画地(以下「行為地」という。)が、当該道路と接する場合又は当該道路と接しない場合でその行為地の面積の過半が10mの範囲に含まれる場合は、その行為地全体を区域とみなします。また、行為地が当該道路と接しない場合でその行為地の面積の半分以上が10mの範囲外になる場合は、その行為地の全体を区域外とみなします。以下同じ。

・主要地方道大和高田斑鳩線

(斑鳩町と河合町の境界から西名阪自動車道法隆寺インターチェンジ(河合町)まで)

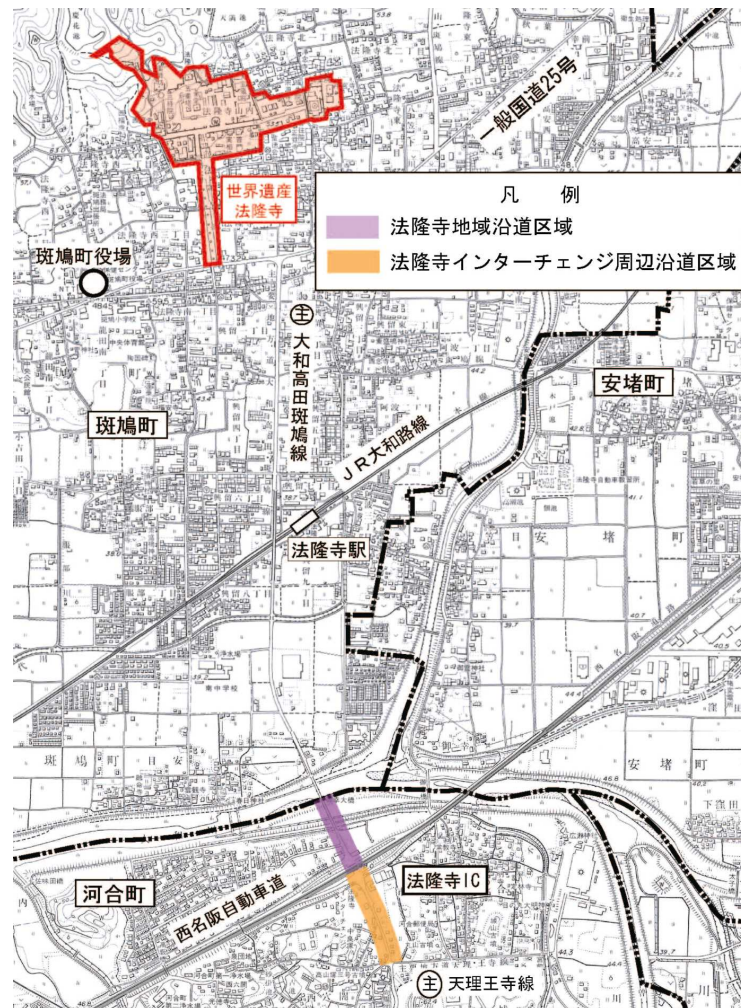


図4-2 法隆寺地域沿道区域・法隆寺インターチェンジ周辺沿道区域

②山の辺地域沿道区域

山の辺地域沿道区域は、次に掲げる道路(ただし、高架橋等を有する区間を除く。)及びその道路の境界線*1から両側10mの範囲*2とします。(図4-3のとおり)

- 一般国道169号
(主要地方道天理環状線との交点から天理市と桜井市の境界まで)
- 主要地方道天理環状線
(市道川原城下滝本線との交点(天理市)から一般国道169号との交点(天理市)まで)

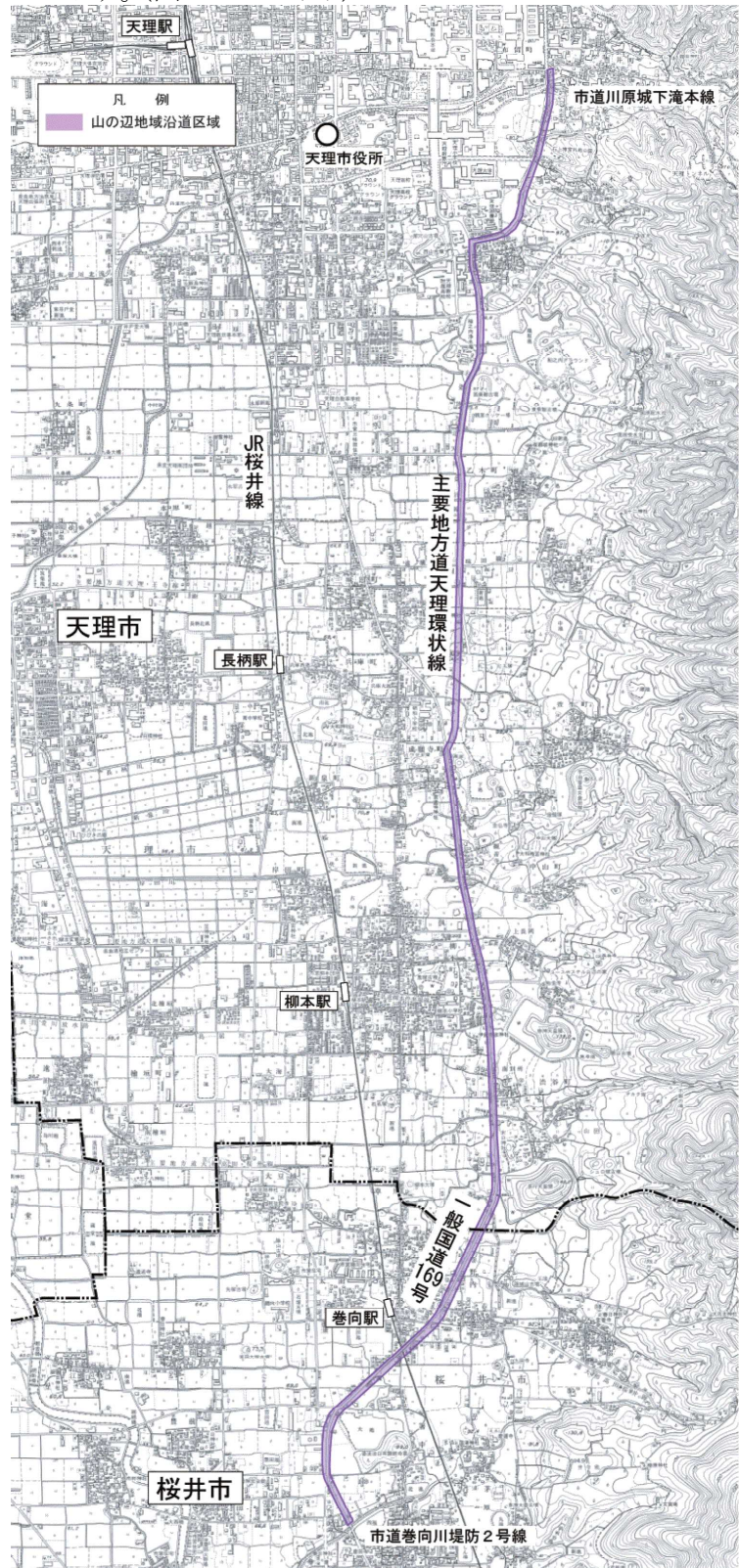


図4-3 山の辺地域沿道区域

(2) 第2種特定区域

① 郡山インターチェンジ周辺沿道区域

郡山インターチェンジ周辺沿道区域は、次に掲げる道路及びその道路の境界線*1から両側10mの範囲*2とします。

(図4-4のとおり)

- ・一般国道24号
(一般国道25号との交点(大和郡山市)から中川中町交差点(天理市)まで)

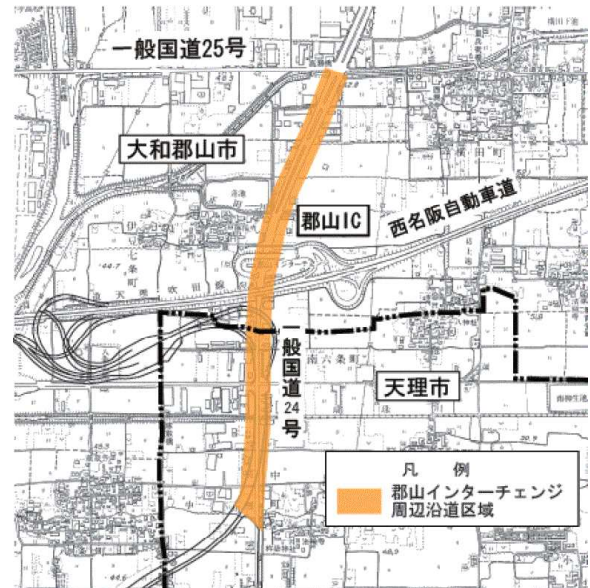


図4-4 郡山インターチェンジ周辺沿道区域

② 法隆寺インターチェンジ周辺沿道区域

法隆寺インターチェンジ周辺沿道区域は、次に掲げる道路及びその道路の境界線*1から両側10mの範囲*2とします。(図4-2のとおり)

- ・主要地方道大和高田斑鳩線
(主要地方道天理王寺線との交点(河合町)から西名阪自動車道法隆寺インターチェンジ(河合町)まで)

③ 香芝インターチェンジ周辺沿道区域

香芝インターチェンジ周辺沿道区域は、次に掲げる道路及びその道路の境界線*1から両側10mの範囲*2とします。(図4-5のとおり)

- ・一般国道168号
(市道1-52線との交点(香芝市)から市道5-75号線との交点(香芝市)まで)
- ・主要地方道香芝インター線(全線)



図4-5 香芝インターチェンジ周辺沿道区域

(3) 広域幹線沿道区域

広域幹線沿道区域は、次に掲げる道路(ただし、高架橋等を有する区間を除く。)及びその道路の境界線*1から両側10mの範囲*2とします。(図4-6のとおり)

番号	路線名	始点	終点	備考
1	一般国道24号	奈良市と大和郡山市との境界	郡山南インターチェンジ(大和郡山市)	ただし、郡山インターチェンジ周辺沿道区域を除く
2	一般国道25号	斑鳩町と三郷町の境界	一般国道168号との交点(王寺町)	ただし、斑鳩町区域を除く
3	一般国道168号	平群町と斑鳩町の境界	生駒市と平群町の境界	
4	一般国道168号	市道5-75号線との交点(香芝市)	一般国道25号との交点(王寺町)	ただし、香芝インターチェンジ周辺沿道区域を除く
5	一般国道169号	明日香村と高取町の境界	主要地方道桜井明日香吉野線との交点(大淀町)	
6	一般県道大和郡山広陵線	一般国道25号との交点(大和郡山市)	主要地方道天理王寺線との交点(川西町)	
7	一般県道大和郡山環状線	奈良市と大和郡山市の境界	一般国道25号との交点(大和郡山市)	
8	都市計画道路中和幹線	市道黒崎地内7号線との交点(桜井市)	一般国道165号との交点(香芝市)	ただし、橿原市区域を除く
9	都市計画道路奈良西幹線	市道5-75号線との交点(香芝市)	都市計画道路中和幹線との交点(香芝市)	

第5章 景観計画の区域における良好な景観の形成に関する方針

1. 景観計画区域

景観法第8条第2項第2号の規定に基づく良好な景観の形成に関する方針は、第3章の基本方針 1. 景観づくりの基本方針に基づくものとします。

なお、風致地区、歴史的風土特別保存地区、自然公園等の地域制緑地制度が指定された区域においては、それぞれの法令及び条例に基づく景観づくりの方針を尊重するものとします。

2. 重点景観形成区域

重点景観形成区域における良好な景観の形成に関する方針は、上記1. 景観計画区域の方針のほか、各地域の特性に応じた方針に基づくものとします。

(1) 第1種特定区域

① 法隆寺地域沿道区域

・景観特性と課題

法隆寺地域沿道区域は、世界遺産「法隆寺地域の仏教建造物」へアクセスする主要地方道大和高田斑鳩線の沿道の区域です。この道路は、地域の生活道路であるとともに、西名阪自動車道から法隆寺地域へのアクセス道路であり、県内外や海外から法隆寺地域を訪ねる多くの人々の玄関口として重要な役割を担っています。

主要地方道大和高田斑鳩線の沿道は、大和川の水辺景観や田園景観、市街地景観を形成しています。

この沿道の一部においては、周辺景観に雑然とした印象を与える広告物や周辺景観と不調和な建築物が存在するなど、これらの課題に対応し世界遺産の“玄関口”にふさわしい景観づくりが必要です。

・景観の形成に関する方針

世界遺産である法隆寺地域へのアクセス道路の沿道景観は、県内外や海外からこの地を訪ねる多くの人々の目にふれ、世界遺産に対する印象を左右することから、奈良県の景観形成上、最も重要な景観の一つです。そのため、世界遺産の“玄関口”としてふさわしい風格のある歴史的な景観づくりを基本とし、法隆寺地域を訪れる人々を心地よく迎える景観づくりに努め、沿道の建築物や屋外広告物などについては「古都・奈良」のイメージが醸成される景観づくりを進めます。また、特に良好な景観を有する区域においては、「古都・奈良」としての魅力をより発展させる景観づくりに努めます。

②山の辺地域沿道区域

・景観特性と課題

山の辺地域沿道区域は、「青垣」の裾野に広がる「山の辺」と呼ばれる丘陵地を通過する一般国道169号及び主要地方道天理王寺線の沿道で、我が国最古の道「山の辺の道」に平行する区域です。周辺には、手白香皇女衾田陵、崇神天皇陵、景行天皇陵、箸墓古墳など、大小様々な多数の古墳が存在します。これらの古代遺跡とともに石上神宮や桧原神社、長岳寺などの寺社や環濠集落などの集落が、田園のなかに点在しており、様々な時代の多彩な景観資源を有し、「日本のふるさと」として質の高い景観を形成しています。また、優れた眺望が楽しめる視点場が多数存在しています。

しかし、これらの沿道の一部においては、派手な色彩の広告物や周辺景観と不調和な建築物が存在するなど、「日本のふるさと」としての魅力が低下しており、それらへの対応が課題となっています。

・景観の形成に関する方針

「青垣」から「山の辺」の田園、古墳・社寺、集落などへつながる景観は奈良固有の風土を形成しており、奈良の景観において最も特徴的な景観の一つです。「青垣」の豊かな自然と「山の辺」の歴史文化遺産や生活環境が一体となった「日本のふるさと」としての質の高い景観を保全することを基本とし、建築物などは周辺の歴史・田園景観との調和に努め、優れた眺望景観を活かした「日本のふるさと」の景観にふさわしい沿道景観づくりに努めます。

(2)第2種特定区域

・景観特性と課題

西名阪自動車道の郡山、法隆寺、香芝の各インターチェンジ周辺の沿道は、県への広域的な玄関口です。これらの沿道の景観は、奈良を訪れた人々の目に最初に触れ、法隆寺を始め県内各所の観光エリア等訪問への期待につながるものであり、奈良のイメージや魅力の向上に大きな影響を及ぼすものです。

これらの沿道は、一部の市街化調整区域も含めて、インターチェンジの特性に対応して、物品販売店舗、飲食店、ガソリンスタンド、パチンコ店、ホテルや物流倉庫、事務所など多様な用途の様々な規模の建築物が立地し、街並みを形成しています。人々の目を引く派手な色彩やデザイン、光源による過度な装飾がなされた建築物や工作物、植栽のない露天駐車場の存在などが、派手な色彩で大きく高い屋外広告物の氾濫と併せて、街並みとして著しく不調和で雑然とした全国どこにでもあるような景観を形成しています。

そのため、地域の景観として雑然さを軽減し、街並みとして調和して連続感のある奈良の玄関口にふさわしい沿道景観を整備、整序していくことが必要です。

・景観の形成に関する方針

地域の景観として雑然さを軽減し、街並みの一体感や連続性を高めるため、派手な色彩や光源等の装飾の抑制、建築設備や立体駐車場の修景など建築物や工作物の形態及び意匠を整えるとともに、建築物等の道路からの後退、露天駐車場等の緑化や道路からの「青垣」などの遠望の確保への配慮を行うなど、屋外広告物と併せて、建築物等の建て替えや改修等の機会を捉えて、適切な規制・誘導を行うことにより、奈良の玄関口にふさわしい沿道景観づくりに努めます。

(3) 広域幹線沿道区域

・景観特性と課題

広域幹線道路等の景観は、整備中の区間も含め殆どが4車線道路で交通量も非常に多く、観光エリア等を訪れる人々が移動する際に奈良を身近に感じるものであり、県民等が日々の生活や産業活動を通じて日常的に接する重要なものとなっています。

これらの沿道は、それぞれの路線においても市街化区域と市街化調整区域、各種の用途地域、風致地区等地域制緑地の区域などに応じて、様々な土地利用が行われるとともに、本県の優れた景観特性を有する歴史的景観、眺望景観、市街地景観、「青垣」・「山の辺」景観、森林・山岳景観、田園景観、水辺景観が順次展開され、それらを連続的に感じられる空間です。

これらの移動する視点場からは、水田と集落の広がりを通して望む社寺等の景観資源や「青垣」・「山の辺」への眺望、吉野川・竜田川・富雄川などの水辺の風景、緑豊かに広がる丘陵の住宅地の眺めなど変化に富んだ良好な景観を望むことができます。

しかし、一方では、人々の目を引く派手な色彩やデザイン、光源による過度な装飾がなされたロードサイドショップや工作物が建ち並び、植栽のない人工的な駐車場の風景や派手な色彩で大きく高い屋外広告が氾濫するなど、これらの良好な景観と調和を欠いた全国どこにでもあるような沿道景観が形成されています。

そのため、沿道の土地利用や道路の特性に応じて、違和感や雑然さを軽減するとともに、連続した視点場である道路の特性を活用し、良好な周辺景観と調和した沿道景観を整備・整序することが必要です。

・景観の形成に関する方針

これらの区域は、沿道景観としての特性に加えて、そのエリアごとに例えば田園景観などの景観の特性を持っているため、第3章の基本方針1. 景観づくりの基本方針に定める該当エリアの特性も踏まえた景観づくりを基本とします。

地域の景観として雑然さを軽減し、街並みとして調和して連続感のある沿道景観とするため、派手な色彩や光源等の装飾の抑制、建築設備や立体駐車場の修景など建築物や工作物の形態及び意匠を整えるとともに、建築物等の道路からの後退、駐車場等の緑化への配慮などを行うこととします。また、道路の軸線方向の「青垣」などの遠望や該当するエリアの景観特性に配慮することによって、良好な周辺景観と調和した沿道景観づくりに努めます。